

●手すり先行工法工事の実施に対する支援

- ・足場の計画から設置、解体までを手すり先行工法技術相談員がお手伝い致します。
- ・手すり先行工法を設置する事業者等に対して経費の支援を致します。

経費の支援対象条件は

「手すり先行工法に関するガイドライン」を満たす足場を設置することです。

ビル建築工事等の場合には、手すり先行工法による足場構面の面積が概ね500㎡程度

支援金額 315,000円（消費税込み）

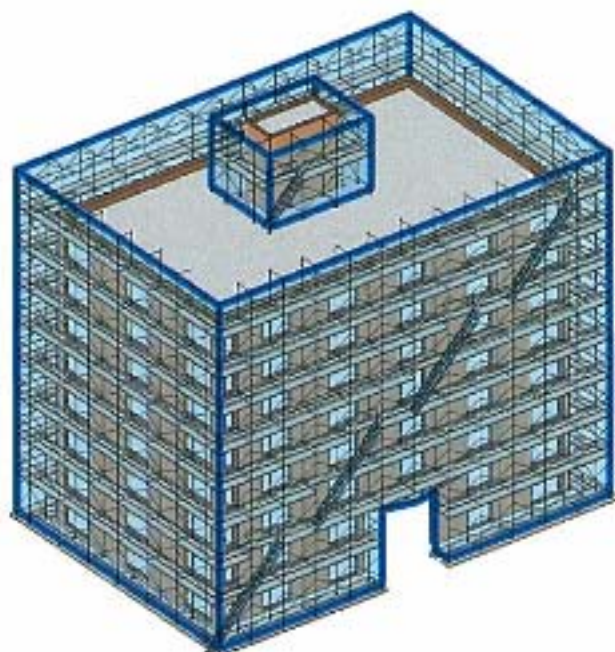
木造建築工事等の場合には、手すり先行工法による足場構面の面積が概ね200㎡程度

支援金額 126,000円（消費税込み）

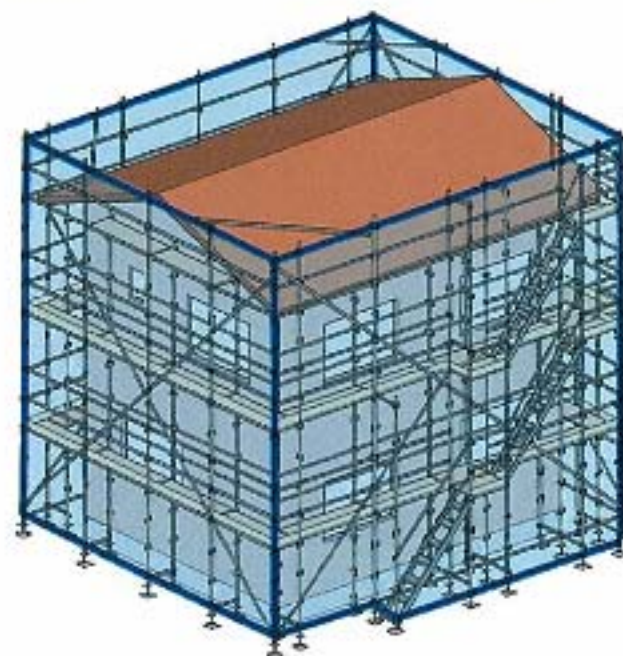
※経費の支援については、民間発注工事を対象としていますので、公共工事等発注条件で手すり先行工法の使用が特記仕様書に記載されている場合は対象になりません。

※年度内1企業1現場しか支援対象になりません。

※支援対象現場は、件数の制限がありますので、必ず事前に建設業労働災害防止協会各都道府県支部へお問い合わせください。



ビル建築工事の支援対象足場設置面積
足場構面 ■ 部分合計が500㎡程度



木造建築工事支援対象足場設置面積
足場構面 ■ 部分合計が200㎡程度

※ビル、木造とも ■ の部分が1構面でも対象面積を超えていれば支援の対象となります。